

宮崎県



形式-電子マニフェスト用（建設業以外）

産業廃棄物実態調査票 (令和4年度実績)【その1】

- 本調査の対象期間は**令和4年度**（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の1年間です。
なお、質問によっては、別の期間を指定する場合があります。
- 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答えください。
- 電子マニフェストで報告されている産業廃棄物の記載は不要です。**
- 本調査票において記入の対象となる産業廃棄物等は下記に該当するものとなります。
 - 事業所で不要となったものを「売却」している場合（廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象としています。）
 - 事業所内もしくは廃品回収業者などで再生利用（リサイクル）している場合
 - 事業所内で何らかの処理を行い、自社処分している場合
 - 処分せず、保管中の場合
 上記に該当する産業廃棄物等がなかった場合は、本調査票【その1】の「事業所の概要」、「事業の概要」欄をご回答いただき、「電子マニフェストで報告した廃棄物以外の発生等の有無」欄を「2. 発生しなかった」に○を付けてご返送ください。

事業所の概要	事業所名			
	所在地	〒 -		
	業種	主	な	
	ふりがな			
	記入者	部・課名：	氏名：	
電話番号	-	-	FAX番号	-

事業の概要	従業者数（全事業所記入）	製造品出荷額等（製造業のみ記入）	病床数（医療機関のみ記入）															
	貴事業所の令和5年3月31日現在の従業者数（パート等の臨時職員及び役員等を含む）を記入してください。	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間の製造品出荷額等を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>億</td> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	千	百	十	億	千	百	十	万								
千	百	十	億	千	百	十	万											
	人	万円/年	床															

廃棄物の有無	令和4年度の1年間に電子マニフェストで報告した産業廃棄物以外の産業廃棄物等（事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む）は発生しましたか。該当する番号に○を付けてください。	
	1. 発生した	2. 発生しなかった

電子マニフェスト報告以外の産業廃棄物等が発生していない事業所に対するアンケートはここまでです。このままご返送ください。

別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にして、本票裏面の「調査票【その2】」に貴事業所から発生した廃棄物等の状況について記入してください。
 なお、この調査では廃棄物等を処理業者に委託される場合以外の一連の流れを把握するため、以下の項目についてお尋ねしています。

- 事業所で不要となったものを「売却」している場合（廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象としています。）
- 事業所内もしくは廃品回収業者などで再生利用（リサイクル）している場合
- 事業所内で何らかの処理を行い、自社処分している場合
- 処分せず、保管中の場合

産業廃棄物実態調査票(令和4年度実績)【その2】

- 別紙、「調査票の記入要領・記入例」、「廃棄物等分類表」を参考に記入してください。
- 電子マニフェストで報告した産業廃棄物以外が対象となります。自社中間処理、自社再生利用、自社最終処分、売却をしている場合に記入してください。

<p>①事業所で発生した廃棄物等の名称 貴事業所で日常使用している名称で記入してください。 (別紙「廃棄物等分類表」に示した具体例を参照)</p> <p>②廃棄物等の分類番号 別紙「廃棄物等分類表」から、該当する4ケタの番号を記入してください。(該当する番号が無い場合は、①の名称記入だけで、番号の記入は不要です。)</p> <p>③年間の発生量(自社中間処理を行う前の量) 記入欄の各行ごとに1年間の発生量を、焼却や脱水などの中間処理を行う前の量で記入して下さい。 単位は該当するものを選び、○で囲んでください。</p>	<p>④自社での中間処理方法 自社で中間処理した場合は、該当する処理方法の記号を下欄の「④中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の方法順に記入してください。</p> <p>⑤中間処理後の量 中間処理後の残量を記入してください。単位は該当するものを選び、○で囲んでください。</p>	<p>⑥売却・自社処理等の方法 発生した廃棄物等(自社で中間処理した場合は、中間処理後の廃棄物等)の売却・自社処理等の方法を下欄の「⑥売却・自社処理等の方法コード表」から選んで、その記号を記入してください。</p> <p>⑦売却先又は再生利用先等の名称 ⑥の処理を行った事業者の名称を記入してください。</p> <p>⑧売却先又は再生利用先等の所在地 ⑥の処理を行った事業者の施設の所在地(施設の設置場所)を記入してください。</p>
--	--	--

行番	自社で発生した廃棄物等の発生量			自社での中間処理					自社処分・自社再生利用、売却先		
	①廃棄物等の名称	②分類番号	③年間発生量 単位	④処理方法			⑤中間処理後量 単位		⑥売却・自社処理等の方法	⑦売却先又は再生利用先等の名称	⑧売却先又は再生利用先等の所在地
				1次処理	2次処理	3次処理					
1			t m kg g								都道府県 市町村
2			t m kg g								都道府県 市町村
3			t m kg g								都道府県 市町村
4			t m kg g								都道府県 市町村
5			t m kg g								都道府県 市町村
6			t m kg g								都道府県 市町村
7			t m kg g								都道府県 市町村
8			t m kg g								都道府県 市町村
9			t m kg g								都道府県 市町村
10			t m kg g								都道府県 市町村

④中間処理方法コード表

A: 焼却	L: 焼成	Z: その他
B: 脱水	M: 堆肥化	具体的な方法を記入してください
C: 天日乾燥	N: 銀回収	
D: 機械乾燥	O: コンクリート固型化	
E: 油水分離	P: 乾熱減菌	
F: 中和	Q: 煮沸(15分以上)	
G: 破碎	R: オートクレーブ	
H: 分級	S: 薬物消毒	
I: 圧縮	V: 濃縮	
J: 溶融	W: 油化	
K: 切断	X: 造粒固化・混練固化	

⑥売却・自社処理等の方法コード表

Q 1: 自社の処分場で埋立処分した	X 1: 廃品回収(資源)業者、あるいは納入業者、関連企業等でリサイクル(無償譲渡)した	<自社で中間処理した場合のみ> S 1: 処理業者の処分場で直接埋立処理した T 1: 処理業者で直接海洋投入した U 1: 処理業者に中間処理(資源化・リサイクルを含む)を委託した
V 1: 自社で再利用した	R 1: 市町村、一部事務組合等が設置する一般廃棄物処分場で埋立した	
V 2: 売却できないものを自社で再利用した	R 5: 市町村の清掃工場等で処理(焼却、破碎、脱水等)した(市町村のごみ収集を含む)	
W 1: 売却(利益があった)した	R 6: 市町村の清掃工場でリサイクルした	
Z 1: 自社で保管している		
Z 9: その他 具体的な方法を記入してください		

注) 10行を超えて記入欄が必要な場合は、あらかじめ用紙をコピーするか、㈱グリーンエコ(調査機関)まで追加用紙をご請求ください。

<調査票の記入要領・記入例【その2】>

調査対象期間

- この調査の対象期間は、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の1年間です。この期間中の廃棄物等の発生と処理・処分の状況を質問①～⑧までの流れに従って記入してください。

調査対象とする事業所と廃棄物

- この調査では、調査票が送付された事業所で発生した廃棄物等で電子マニフェストで報告していない物が記入の対象となります。
- 廃棄物の分類については、別紙「廃棄物等分類表」を参考にしてください。

発生量について

- 産業廃棄物を処理業者へ委託し、電子マニフェストを発行している場合でも、自社で中間処理を行っている場合は、ご記入をお願いします。
- 発生した廃棄物の「名称」と「発生量」の回答欄には、自社で「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」をお答えください。

行番	①廃棄物等の名称	②分類番号	③年間発生量		④処理方法			⑤中間処理後量		⑥売却・自社処理等の方法			⑦売却先又は再生利用先等の名称		⑧売却先又は再生利用先等の所在地	
			単位	発生量	1次処理	2次処理	3次処理	単位	発生量	売却・自社処理等の方法	売却先又は再生利用先等の名称	都道府県	市町村			
記入例:A	鉄板くず	1210	100	t						W	1	(株)□□	延岡	延岡	市町村	
	鉄板くず	1210	50	kg						W	1	(有)△△	鹿児島	鹿児島	市町村	
記入例:B	紙くず	0701	300	t	A			20	kg	S	1	××(株)	延岡	延岡	市町村	
記入例:C	有機性汚泥	0211	50	t	B			10	kg	U	1	㈱〇〇	宮崎	宮崎	市町村	
記入例:D	動植物性残さ	1001	30	t	M			30	kg	V	1	自社内農園	小林	小林	市町村	
				t					kg				都道府県		市町村	
				t					kg				都道府県		市町村	
				t					kg				都道府県		市町村	
				t					kg				都道府県		市町村	
				t					kg				都道府県		市町村	
				t					kg				都道府県		市町村	

別添の「廃棄物等分類表」を参照してください。

該当する単位に、必ず〇をつけてください。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに〇を付けてください。

④中間処理方法コード表を参照してください。

⑥売却・自社処理等の方法コード表を参照してください。

自社処分・自社再生利用、売却先

記入例:A

- ・鉄板の加工の際に鉄板くずが年間150t発生した。
- ・このうち、100tを延岡市にある㈱□□に売却した。
- ・残りの50tを鹿児島県にある(有)△△に売却した。

記入例:B

- ・紙くずが年間300kg発生した。
- ・自社の焼却炉で全て焼却した。
- ・焼却灰は、20kg程度で、延岡市の××㈱に埋立処分を委託した。

記入例:C

- ・有機性汚泥が発生した。
- ・自社の施設で脱水を行い、脱水後の残さが10t(含水率85%)であった。
- ・脱水前の量は、計量していないので正確ではないが、脱水前の含水率が97%であるため計算すると、50t程度となる。
- ・処理後の有機性汚泥は、宮崎市の㈱〇〇へ中間処理を委託した。

記入例:D

- ・動植物性残さが年間30t発生した。
- ・自社で堆肥化し、できた肥料は自社の農園(小林市)に撒いている。

廃棄物等分類表(その1)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は、裏面の2. 特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

種 類		分類番号	具 体 例	
汚泥 (泥状のもの)	有機性汚泥	0211	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物	
	下水汚泥	0212	下水汚泥	
	無機性汚泥	0221	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物《金属さび粉体、廃ショットプラスト(さび落ししたものに限り)、廃サンドプラスト(塗料かすを含むものに限り)、廃活性炭など》	
	建設汚泥	0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥	
	上水汚泥	0223	上水(浄水場)汚泥	
廃油	一般廃油	鉱物油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
		動植物性油脂	0312	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	廃溶剤	0320	アルコール類、ケトン、洗浄油	
	固形油	0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル	
	油でい	0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム	
	油付着物等	0350	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス	
廃酸	無機性の酸性廃液	0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液	
	写真定着廃液	0402	写真定着廃液	
	有機性の酸性廃液	0403	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液	
廃アルカリ	アルカリ性廃液	0501	アルカリ性洗浄廃液、洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、クーラント液(LLC)	
	写真現像廃液	0502	写真現像廃液	
廃プラスチック類	塩化ビニル製建設資材	0608	塩化ビニル配管・継手<ビニールシート、フィルム、タイルなどを除く>	
	FRP	0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP製品くず	
	熱可塑性樹脂	0612	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂	
	熱硬化性樹脂	0613	フェノール樹脂(バークイット)、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂	
	プラスチック製品くず	0614	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋	
	合成ゴム	0615	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックス	
	合成繊維	0617	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ	
	廃タイヤ	大型	0625	大型車用廃タイヤ
普通・小型		0626	普通車・軽自動車用廃タイヤ	
紙	くず	0701	印刷用紙、裁断紙くず、段ボール、コピー用紙	
木	くず	0801	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類	
		0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材	
		0830	防腐・防虫木材、薬液処理合板、CCA処理木材	
織	くず	0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然繊維が主体のもの) 《注意!》合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。	
動植物性残さ	動物性残さ	1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛	
	植物性残さ	1002	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ピールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くず	
動物系固形不要物		4000	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物	

廃棄物等分類表(その2)

種類		分類番号	具体例
ゴムくず		1100	ゴムくず、エボナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず
金属くず	鉄くず	1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、ブリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
	非鉄くず	1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	混合金属くず	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	陶磁器くず	1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器
	石膏ボード	1330	石膏ボードくず
	コンクリート製品くず	1340	コンクリート製品くずく工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く
鉱さい	廃砂	1401	鋳物砂、サンドブラスト廃砂
	炉さい	1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューポラのノロ、ドロス、カラミ
	鉱さい類	1403	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず
がれき類 [工作物の新築、改築又は除去に伴うもの]	コンクリート片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃アスファルト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	その他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ破片など
動物のふん尿		1600	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿
動物の死体		1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体
ばいじん		1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したす
燃え殻	燃え殻	0101	燃料などの焼却灰（石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカなど） 《注意！》可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。
	廃活性炭・廃カーボン	0102	廃活性炭、廃カーボン
混合物	安定型混合廃棄物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類などの混合物、分別不可能なもので、安定型処分場に処分できるもの
	管理型混合廃棄物	2200	上記5品目以外の産業廃棄物を含む混合物、分別不可能なもので、安定型処分場に処分できないもの
シュレッダーダスト		2300	廃自動車破砕物（廃車ガラ）、廃電気機械器具破砕物
水銀含有物		2101	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、燃え殻等

その他 「次の廃棄物等は上記具体例での分類をせず、以下の分類としてください」

種類	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	使用済み自動車	廃電気機械器具	廃電池類(鉛蓄電池、乾電池等)	複合材	廃ブラウン管(側面部)	廃プリント基板	蛍光灯	水銀使用製品産業廃棄物
分類番号	2400	3000	3100	3500	3600	4011	4012	4013	2102

2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は特別管理産業廃棄物として分類されます。

特別管理産業廃棄物	可燃性廃油	0318	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	
	腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数〔pH〕2.0以下の廃液	
	腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数〔pH〕12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	2018	血液、血清、血漿、体液、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの、汚染物が付着した廃プラスチック類等	
	特定有害産業廃棄物	特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
		特定有害有機性汚泥	0219	特定有害物質を含む有機性汚泥
		特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む無機性汚泥
		特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
		特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		特定有害鉱さい	1409	特定有害物質を含む鉱さい
		特定有害廃石綿等	1538	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	特定有害ばいじん	1809	特定有害物質を含むばいじん	
	特定有害廃水銀等	2103	特定施設において生じた廃水銀等	
廃PCB等	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物		